

会報 ふくしま成年後見センター



発行日 平成26年7月31日

第3号

平成26年度の事業予定

(1) 平成26年度通常総会の終了

去る5月9日(金)15時40分、コラッセふくしまにおいて通常総会が開催されました。総会に先立ち、14時から一般社団法人はらまち除染テクノ代表社員齋藤盛男氏より「南相馬での被災体験をとおして想うこと」と題してご講演をいただきました。

引き続き第6回通常総会が開催され、26年度の事業計画や活動予算等提出案件全てが可決決定されました。

目次：

平成26年度の事業予定	1
成年後見ってどんなこと!?	2
市民後見人養成講座	2
“ふれあい世話人”事業	3
連載 成年後見制度(3)	4
トピックス・報告	2~3

お知らせ	3
------	---

(2) 26年度の主な事業予定

期 日	内 容	場 所
8月 21日(木) 29日(金)	・速習講座「成年後見ってどんなこと」 ・ふれあい世話人検討委員会(第1回)	郡山市総合福祉センター 福島市中央学習センター
9月 中旬 24日(水) 30日(火)	・ふれあい世話人検討委員会(第2回) ・市民後見人養成講座(第1日目) ・ 同 上 (第2日目)	福島市中央学習センター 会津若松市アピオスペース 同 上
10月 6日(月) 20日(月) 24日(金) 30日(木) 17日(金)	・市民後見人養成講座(第3日目) ・ 同 上 (第4日目) ・ 同 上 (第5日目) ・市民後見人養成講座(第6日目) ・ふれあい世話人養成研修会	会津若松市アピオスペース 同 上 同 上 同 上 伊達市
11月 8日(土) 14日(金) 22日(土) 20日(木)	・成年後見専門研修会(第1日目) ・ 同 上 (第2日目) ・ 同 上 (第3日目) ・ふれあい世話人養成研修会	福島市チェンバおおまち 同 上 同 上 二本松市
12月 6日(土)	・出前講座(成年後見研修)	県北地域
1月 中旬 30日(金)	・寺子屋塾(日本の仏教思想) ・同 上(藤沢周平と海坂藩)	福島市(フジコーポラス) 同 上
2月 上旬 13日(金) 中旬 27日(金) 中旬	・寺子屋塾(日本の仏教思想) ・同 上(藤沢周平と海坂藩) ・同 上(日本の仏教思想) ・同 上(藤沢周平と海坂藩) ・速習講座「成年後見ってどんなこと」	福島市(フジコーポラス) 同 上 同 上 同 上 福島市
3月 上旬 13日(金) 中旬	・寺子屋塾(日本の仏教思想) ・同 上(藤沢周平と海坂藩) ・速習講座「成年後見ってどんなこと」	福島市(フジコーポラス) 同 上 南相馬市

編集委員の紹介

発行者	國井 輝夫
編集長	中島 靖治
副編集長	菊地 ミドリ
編集員	熊坂 恵子

トピックス “成年後見制度の利用者、 全国で17万人超”

成年後見制度の利用状況について、最高裁の調査結果が去る6月公表された。それによれば、平成25年末時点での成年後見制度利用者は17万6,564人となり、前年比約1万人増加した。また、平成25年中に新たにこの制度の利用を希望し、申立てがあった件数は3万4,548件となっており、内容別では「預貯金の管理・解約」が最も多く、次いで「介護サービスの契約」、「身上監護」、「不動産の処分」が続く。成年後見人と被後見との関係では、配偶者や子どもなど親族関係者が42.2%、これに対して弁護士や司法書士、社会福祉士などの第三者後見人が57.8%となっている。この中で、いわゆる市民後見人は0.5%を占めているにすぎないが、今後は大きく増えることが期待される。

成年後見キーワード 「地域包括ケアシステム」

このところ、新聞等マスコミで認知症高齢者が徘徊の果てに行方不明となり、介護施設に何年も保護されていたという記事が取り上げられている。これらのお年寄りは認知症が進み、自分の名前や住所や生年月日などの記憶もなくして徘徊してしまうため、新聞記事のような結果となってしまう。

厚生労働省が打ち出している「地域包括ケアシステム」が全国的に整備されれば、認知症高齢者が今後さらに増えていく地域社会の中で、こうしたことを防ぐ強力な仕組みとなるであろう。「地域包括ケアシステム」は、2025年を目指して

成年後見ってどんなんこと!?

当センターは、県民の権利擁護の視点から、一人一人が大切にされる郷土づくりに資するため「県民の日」の協賛イベントを実施することになりました。

- ◎ 日 時 平成26年8月21日(木)
- ◎ 場 所 郡山市総合福祉センター 視聴覚室(3階)
- ◎ 主 催 認定特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター
- ◎ 後 援 社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会
- ◎ 内 容 ——速習講座(1日コース)——
- I部 講演会 10:00 ~ 12:00
 - (1) 演題 「成年後見制度とは」
 - (2) 講師 宮城県福祉オンラインマンネットエール 副理事長 鈴木守幸
- II部 座談会 13:00 ~ 14:30
 - (1) テーマ 「成年後見に係る質疑応答」
 - (2) 座長 宮城県福祉オンラインマンネットエール 副理事長 鈴木守幸
- III部 相談会 14:30 ~ 16:00
 - (1) 成年後見に係る相談
 - (2) ふくしま成年後見センター専門相談員が相談にのります。
- ◎ 申込 認定NPO法人ふくしま成年後見センター「TEL・FAX 024-535-5451」へ

成年後見制度市民後見人養成講座

1. 主 催 社会福祉法人福島県社会福祉協議会、認定NPO法人ふくしま成年後見センター
後 援 会津若松市、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
2. 受講対象
 - ①成年後見制度に関心のある方 ②成年後見制度に関心がある県民で後見人等として活動することを望む者 ③成年後見制度に関する関係機関(行政・社協等)の役職員
3. 定 員 70名(一般県民の受講を優先、定員超過の場合選考により受講者決定)
4. 受講料 無料(交通費、食事、宿泊等は各自負担)
5. 受講申し込み(平成26年8月29日まで下記までに申込みください)
 - ・福島県社会福祉協議会会津事務所
(〒965-0873 会津若松市追手町5-32 Tel/Fax 024-23-7445)
6. 問合せ先
 - ・ふくしま成年後見センター(福島市五老内町6-4) Tel/Fax 024-535-5451
7. 会 場 アピオスペース 大会議室
(会津若松市インター西90 Tel 0242-37-2801)
8. 日程及び内容
 - (1) 第1日: 9月24日(水) 13:00~15:30
成年後見制度の概要(東北福祉大学准教授)



- (2) 第2日：9月30日(火) 10:30～15:30
法定後見の概要（福島家庭裁判所）、任意後見の概要（会津若松公証役場公証人）
- (3) 第3日：10月6日(月) 10:30～15:30
成年後見制度の実務（品川区社会福祉協議会品川成年後見センター所長）
- (4) 第4日：10月20日(月) 10:30～15:30
成年後見業務の倫理（福島介護福祉専門学校教員）、成年後見の民法の基礎（弁護士）
- (5) 第5日：10月24日(金) 10:30～15:30
高齢者に対する理解（会津若松市社会福祉協議会）、知的障がい者に対する理解（会津若松市障がい者生活支援ワーカー）、精神障がい者に対する理解（精神保健福祉士）
- (6) 第6日：10月30日(木) 10:30～15:30
福島県における福祉施策の状況（県会津若松事務所）、成年後見関連制度（司法書士）、閉講式、終了考査

“ふれあい世話人”事業

一人暮らし高齢者等の話し相手、医院付添い、買い物や行事同行をとおして地域社会からの孤立をなくそうとするものです。この事業を利用できるお年寄りは、原則として65歳以上で判断能力のある者としている。

（事業内容）

① ふれあい世話人支援事業

- 基本支援～話し相手、生活指導・相談、困りごと手伝い（短時間で対応できるもの）、情報提供（福祉・医療・看護）
〈利用料〉 月1回訪問と月1回電話の場合で1,500円

- 付加支援～医院での診察付添い、買い物、音楽会等行事同行
〈利用料〉

医院付添い、買い物同行は90分を基本に1回1,000円、行事同行は4時間の同伴で1回3,000円

※付加支援は基本支援と一緒に利用いただくもので、単独利用は不可です。

② ふれあい世話による任意後見の仲介

ふれあい世話人の利用を希望する一人暮らし高齢者等が、将来判断力が不十分になった時に備えて任意後見制度の利用を合わせて希望する場合に仲介します。



度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に整備しようとするものである。この仕組みの中では、成年後見制度の活用が大きく期待されている。

寄附者

次の方々より寄附をいただきました（会報第3号発行時点）。ありがとうございました。

〈金銭〉

- 國井輝夫（福島市） 現金 10,000円
- 中島靖治（福島市） 現金 7,000円
- 池田満吉（福島市） コピー用紙5,500円相当

お知らせ

成年後見相談所

●常設相談所（無料）

毎週火曜日、木曜日
午後4時～6時
場所：ふくしま成年後見センター
(福島市五老内町6-4
フジコーポラス101)
連絡：電話 024-535-5451
(事前に連絡ください)

●定期相談所（無料）

- ・福島：偶数月の第1土曜日
午後2時～4時
場所：福島市市民活動サポートセンター
(チェンバおおまち
：東邦銀行本店前)
連絡：同 上
- ・郡山：奇数月の第1土曜日
午後2時～4時
場所：朝日第2吉田ビル
(郡山市朝日1丁目
13-2)
連絡：同 上

正会員 賛助会員募集

本法人の事業活動に賛同し、活動を支援していただける正会員、賛助会員を募集いたします。

正会員：議決権あり
(個人、団体とも)
入会金 3千円
年会費 3千円

賛助会員：議決権なし
個人 年会費 3千円
団体 年会費 7千円

ご希望の方には資料一式お送りいたします。詳しくは本紙発行所までお問合せ下さい。

会報 ふくしま成年後見センター

- 発行者
特定非営利活動法人
ふくしま成年後見センター
- 発行人
代表理事 國井 輝夫
- 発行所
〒960-8111
福島市五老内町6-4
フジコープラス101
TEL 024-535-5451
- 編集者
代表理事 中島 靖治

■編集後記
会報第3号を発行することができましたが、これには昨年度から福島市の市民活動活性化支援事業による助成金を頂いております。本年度も6月の公開審査会において、当センターの活動プレゼンテーションが評価され、引き続き助成を受けることができました。福島市及び関係者には感謝申し上げます。

ホームページもご覧下さい。
[Http://fukushima-kouken.com/](http://fukushima-kouken.com/)

連載 成年後見制度

第3回 法定後見の仕組みについて1

常務理事 篠崎浩作

前2回は、法定後見・任意後見の成年後見制度のあらましと背景・必要性について解説しました。今回は、法定後見の仕組みのうち、申立権者について解説していきたいと思います。

国は、ある場面に私たち市民にある一定の役割を期待することがあります。法定後見制度においても私たちの役割が期待されています。それは、私たちが判断能力が低下し事理弁識能力を欠く常況にある場合あるいは(著しく)不十分な場合には、後見、保佐、補助の法定後見制度を活用することです。

これは、本人の安全・安心、福利厚生を図るためばかりではなく、社会秩序の安定、取引の安全、ひいては国の国民擁護義務を果たすために重要な制度です。

私たちは、自分自身が、判断能力が落ちた場合はもちろんのこと、家族、親族、一定の関係者、地域住民が判断能力が低下した場合は、法定後見の申立てをすることが期待されています(民法第7条等)。

(1) 自分自身が申立てする場合

申立者が事理弁識能力を欠く常況にある場合にも一時的に判断能力が戻った時に後見人付与の申立てができます。判断能力が戻らないときの申立ては、無効です。

また、申立権限を弁護士等や知人等に委任して、申立てをすることもできます(この委任契約を締結する時に判断能力があることが必要です。)。

(2) 親族のために申立てをする場合

私たちは、4親等内の血族(高祖父母、おおおじ、いとこ等まで)、配偶者、配偶者の3親等内の姻族(当該配偶者には4親等内の血族で競合する)に判断能力が低下している者がいる場合は、その者のために申立者になることができます。なお、本人に親等がより近い人がいる場合はその人に申立者になってもらった方が良い場合が多いと思われます。

(3) 関係者のために申立てをする場合

私たちが任意後見人、保佐人、保佐監督人等になっている場合は、本人、被保佐人等のために、新たな法定後見類型の申立者になる必要があります。

(4) 地域住民のため申立てが必要な場合

私たちは、自身、親族、関係者以外で地域に法定後見を申し立てる必要の

ある住民を見つけても直接申立者になることはできません。地域住民の最終的安全配慮義務を負う市町村につなぎ、身寄りがない市町村民については、市町村長が申し立てる責務があります(老人福祉法等)。

また、犯罪に巻き込まれた方などについては、検察官が判断した場合等は、検察官が申し立てる場合があります。

以上、法定後見の申立てに当たっては、本人申立て以外、後見保佐では本人の同意は必要ありませんが、補助は本人の同意が必要です。また、代理権付与の審判に当たっては、後見は本人の同意は不要ですが、保佐と補助は必要です。

さらに、申立てに当たっては、法定後見の類型の均衡を図ることが大切です。後見の要件は精神上の障害により事理弁識能力を欠く状況が常態的であること、保佐は事理弁識能力が著しく不十分、補助は不十分であることと、判断能力の程度が段々と少なくなっていく。

一方、保護者の同意権・取消権、代理権については、後見では、被後見人は日常生活に関する行為のみ行うことができ、それ以外の行為は、後見人が代理し、被後見人が行った場合は後見人が取り消すことができます。後見人の代理権を没却させる同意権はありません。保佐では、民法第13条第1項の特定行為(借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築等)について保佐人は同意権・取消権を有し、代理権付与の審判による特定行為について代理権があります。補助では、同項の特定行為の一部について補助人は同意権・取消権を有し、代理権付与の審判による特定行為について代理権があります。(後見人の代理権、取消権>保佐人の代理権、同意権・取消権>補助人の代理権、同意権・取消権)

したがって、まず後見と保佐・補助を精神上の障害の程度による要件で分かれ、保佐と補助にあっては事理弁識能力の程度と、保護者の同意権・取消権が民法第13条第1項の特定行為に相当する場合は保佐、当該特定行為の一部の重要な行為で十分な場合は補助として整理・均衡を図り、申立てし、審判で法定後見の類型を変更されないようにしたいものです。

次回は、法定後見の申立手続について解説します。